

3. 佐賀県の普通会計歳出の推移と私立学校等に対する補助金の推移

(1) 普通会計歳出推移

総務省 地方財政状況調査より佐賀県の普通会計を抜粋

単位：百万円

年 度	補 助 金 等				投資的経費	公債費	人件費	歳出合計
	補助交付金	負担金寄付	その他	計				
平成 8 年度	30,473	4,868	3,186	38,527	207,151	39,641	131,812	498,272
構成比%	6.1	1.0	0.6	7.7	41.6	8.0	26.5	100
平成 9 年度	33,079	1,067	4,249	38,395	201,084	41,926	133,281	491,090
構成比%	6.7	0.2	0.9	7.8	40.9	8.5	27.1	100
対前年比%	108.6	21.9	133.4	99.7	97.1	105.8	101.1	98.6
平成 10 年度	40,961	1,221	2,714	44,896	222,354	47,339	134,205	524,381
構成比%	7.8	0.2	0.5	8.6	42.4	9.0	25.6	100
対前年比%	123.8	114.4	63.9	116.9	110.6	112.9	100.7	106.8
平成 11 年度	42,928	1,213	2,988	47,129	202,673	53,558	135,744	521,442
構成比%	8.2	0.2	0.6	9.0	38.9	10.3	26.0	100
対前年比%	104.8	99.3	110.1	105	91.1	113.1	101.1	99.4
平成 12 年度	49,278	1,274	2,574	53,127	184,715	59,087	136,126	512,030
構成比%	9.6	0.2	0.5	10.4	36.1	11.5	26.6	100
対前年比%	114.8	105	86.1	112.7	91.1	110.3	100.3	98.2
平成 13 年度	53,448	1,242	2,082	56,772	162,219	63,111	137,431	490,963
構成比%	10.9	0.3	0.4	11.6	33.0	12.9	28.0	100
対前年比%	108.5	97.5	80.9	106.9	87.8	106.8	101.0	95.9
平成 14 年度	48,081	1,219	3,060	52,362	146,213	67,915	134,604	461,004
構成比%	10.4	0.3	0.7	11.4	31.7	14.7	29.2	100
対前年比%	90.0	98.1	147.0	92.2	90.1	107.6	97.9	93.9

佐賀県の財政運営も、バブル崩壊後の税収不足を公債で賄ってきたため、平成 11 年度より普通会計の歳出削減、特に投資的経費の削減幅は大きく対前年比 10%以上の削減に取り組まれてきたものの、公債費の増加だけが続いてきた。

(2) 私立学校等に対する補助金の推移

私立高等学校に対する補助

単位：千円

補助内容	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
施設費補助	15,180	10,995	12,397	12,831	0
設備費補助	2,003	6,229	5,479	2,913	18,578
運営費補助	2,037,118	2,070,914	2,085,299	2,098,628	2,086,972
特色づくり事業費補助	13,168	4,902	2,486	0	0
授業料減免補助	34,089	36,135	36,311	37,246	38,225
交通遺児等授業料減免補助	306	293	306	306	468
英語指導助手招致促進費補助	14,025	13,856	14,240	13,859	13,870
教育改革推進特別経費補助	2,500	2,820	8,297	9,251	9,908
特色教育振興モデル事業費補助	1,973	0	0	0	1,212
教員海外派遣事業費補助	130	330	123	330	330
合計	2,120,492	2,146,474	2,164,938	2,175,364	2,169,563

私立中学校に対する補助

単位：千円

補助内容	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
施設費補助	0	0	7,438	0	0
設備費補助	200	363	299	113	3,795
運営費補助	310,190	319,706	317,937	313,515	325,619
安全確保緊急対策事業費補助	0	0	346	0	0
合計	310,390	320,069	326,020	313,628	329,414

私立幼稚園に対する補助

単位：千円

補助内容	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
施設費補助	20,953	15,846	139,916	0	51,099
設備費補助	129	533	1,164	512	610
運営費補助	1,221,172	1,288,969	1,354,739	1,348,176	1,366,541
特殊教育費補助	4,818	8,757	7,628	10,192	12,348
預り保育推進事業費補助	39,116	41,816	54,942	61,495	60,810
通園支援事業費補助	16,687	19,207	20,037	11,327	11,344
安全確保緊急対策事業費補助	0	0	6,635	0	0
合計	1,302,875	1,375,128	1,585,061	1,431,702	1,502,752

私立専修学校に対する補助

単位：千円

補助内容	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
設備費補助	564	256	2,010	0	3,120
運営費補助	18,262	17,962	17,187	16,723	16,691
合計	18,826	18,218	19,197	16,723	19,811

私立学校退職基金社団等補助金

単位：千円

補助内容	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
(社)佐賀県私立学校退職基金社団	90,842	92,182	92,796	93,049	90,660
(社)佐賀県私立幼稚園退職金社団	41,947	41,083	41,960	41,888	41,823
合計	132,789	133,265	134,756	134,937	132,483

私立学校教育研修事業費補助

単位：千円

補助内容	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
(社)佐賀県立幼稚園 連 合 会	2,700	2,700	2,700	3,157	2,318
佐賀県私立中学高等 学 校 協 会	800	800	0 注 1	800	800
(社)佐賀県専修学校各 種 学 校 連 合 会	700	700	700	700	700
合 計	4,200	4,200	3,400	4,657	3,818

注 1 平成 13 年度は、私立学校振興大会開催費補助として、
1,300千円の支出を行っている。

日本私立学校振興・共済事業団補助

単位：千円

補助内容	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
日本私立学校振興・ 共 済 事 業 団	41,836	42,424	42,999	45,166	44,443

佐賀県の普通会計における補助金は削減されている中で、私立学校に対する補助なかでも運営費補助は減少する傾向には無い。世界における日本の生徒らの学力低下が危惧されており、今後学校教育に益々期待感が高まるものと思われる。国民県民の期待度の高いものについては、当然予算配分比率が高まることも考えられる。

しかし、就学生徒数は毎年減少しているものの、運営費補助は横ばいをしており、生徒一人当たりの補助額は増加している。学校教育とそれに要する費用の一部税金による負担の均衡は、極めて高度な行政判断であると考え、以前に増して一段と補助事業者の経営努力と同時に、県の私立学校に対する効果的な補助の実施は非常に重要である。

4. 外部監査の対象とした私立学校等に対する補助金

(1) 外部監査の対象とした私立学校等に対する補助金は次のとおり。

私立学校施設設備整備費補助
私立学校運営費補助
私立専修学校運営費補助
私立高等学校授業料減免補助
私立高等学校交通遺児等授業料減免補助
私立学校外国人英語指導助手招致促進費補助
教育改革推進特別経費補助
私立学校特色教育振興モデル事業費補助
私立学校教員海外派遣事業費補助
私立幼稚園特殊教育費補助
私立幼稚園預かり保育推進事業費補助
私立幼稚園通園支援事業費補助
私立学校退職基金社団等補助
私立学校教員研修事業費補助
日本私立学校振興・共済事業団補助

(2) 具体的な補助金の算定方法

補助金の中でも一番金額の大きい運営費補助について説明する。

制度の趣旨

私立学校教育の振興・充実を図るため、私立学校振興助成法の規定に基づき、補助事業者に対して予算の範囲内において補助金を交付するものである。

私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めて、もって私立学校の健全な発達に資することを目的としている。

補助事業者

高等学校、中学校又は幼稚園を設置する学校法人
学校法人立以外の私立幼稚園の設置者であって学校法人化を予定するもの（現在これに該当する補助事業者はない）
専修学校を設置する学校法人

高等学校の運営費補助の各校への配分方法

補助金の配分基準は高等学校に対する運営費補助の総額に対し、学納金割5%（学納金割を県内私立高校数で按分。しかし県内私立高校の学納金平均を上回った高校には均等割額を減額し、平均を下回った学納金を徴収している高校に、均等割額に加算）

教員割40%

内訳：学級数割10%（40名クラスを基準1とし、5名増えるごとに0.2ずつ減少した係数をクラス数に乗じた数で按分）

教員数割20%（本務教員の人数で按分）

人件費割10%（本務教員の人件費で按分）

生徒数割40%

内訳：生徒減少対策（過去三年間の平均定員内実員と当年度の定員内実員との差の四分の一に、県の予算単価から文科省の財源措置単価を控除した額を乗ずる）

生徒数割（（生徒数割－生徒減少対策）を定員内実員の比で按分）

調整割15%

内訳：安全対策（支出額の1/2を補助）

教員派遣研修（（調整割－安全対策）×5%）

特色配分（（調整割－安全対策）×43%）

特色づくり推進（（調整割－安全対策）×2%）

魅力ある学習指導推進（（調整割－安全対策）×10%）

きめ細かな学習指導推進（（調整割－安全対策）×10%）

中途退学者調整（（調整割－安全対策）×10%）

実験実習費（（調整割－安全対策）×15%）

激減緩和（（調整割－安全対策）×5%）

最終調整（補助金が補助対象経費の1/2を超えた場合の調整）からなる。

中学校の運営費補助の各校への配分方法

補助金の配分基準は中学校に対する運営費補助の総額に対し、学納金割5%（学納金割を県内私立中学校数で按分。しかし県内私立中学校の学納金平均を上回った中学校には均等割額を減額し、平均を下回った学納金を徴収している中学校に、均等割額に加算）

教員割45%

内訳：学級数割10%（40名クラスを基準1とし、5名増えるごとに0.2ずつ減少した係数をクラス数に乗じた数で按分）

教員数割20%（本務教員の数で按分）

人件費割15%（本務教員の人件費で按分）

生徒数割40%（生徒数割総額を定員内実員の比で按分。但し定員の5%以上超過している中学校は減額し、定員割れしている学校に加算。）

調整割10%

内訳：安全対策（支出額の1/2を補助）

教員派遣研修（（調整割－安全対策）×5%）

特色配分（（調整割－安全対策）×45%）

きめ細やかな学習指導推進（（調整割－安全対策）×20%）

経費支出（（調整割－安全対策）×20%）

激減緩和（（調整割－安全対策）×10%）

最終調整（補助金が補助対象経費の1/2を超えた場合の調整）からなる。

幼稚園の運営費補助の各園への配分方法

補助金の配分基準は幼稚園に対する運営費補助の総額に対し、
均等割 15%

教員割 45%

内訳：学級数割 10%（3歳児学級を1.5、他を1の係
数で集計し按分）

人件費割 35%（本務教員の基本給で按分）

園児数割 30%

内訳：減少対策分（平成3年度の定員内実員との差で按分）

園児数按分（園児数割から減少対策分を控除した額
を定員内実員で按分）

調整割 10%

内訳：安全対策（支出額の1/2を補助）

教員派遣研修（（調整割－安全対策）×5%）

ティーム保育推進割（（調整割－安全対策）×15%）

情報化推進割（（調整割－安全対策）×10%）

保育料割（（調整割－安全対策）×55%）

激減緩和措置割（（調整割－安全対策）×15%）

最終調整（補助金が補助対象経費の1/2を超えた場合の調整）
からなる。

専修学校の運営費補助の各校への配分方法

補助金の交付額は、補助対象者の専修学校に在籍する生徒の数に
一律12,500円（平成11年度から12,500円、それ以前
は10,000円）を乗じて計算され、前出の「佐賀県私立学校運
営費補助金」が複雑な区割り計算によって、全体の交付予定額を配
分するのに対し対照的な算定方法である。

第3. 監査結果

私立学校運営費補助の実績報告書の提出期限について

補助事業者が提出する実績報告書（添付書類として決算見込又は決算報告書）の提出期限については、交付要綱において、「補助事業に係る実績報告書の提出期限は、補助事業完了後1ヶ月以内又は、当該年度の3月31日（ただし、補助金額が概算払いで交付された場合は、翌年度の4月30日）のいずれか早い日までとする。」旨定められている。

実際の補助金交付は概算払いにて行われているため、要綱上は毎年翌年度の4月末日までに、実績報告書を提出しなければならない。

これは、補助金の交付行政上あくまで4月5月の出納閉鎖期間内に補助金額を確定させて返還させるべきものがあるならば、5月までに返還させるべきという考え方によっているものと思われる。私立学校法人に対する補助のほとんどは私立学校法人が支出した経費に対してなされているので、県は実績報告書に添付された決算見込では補助額の妥当性を厳密に判断する資料とはならない。このため県は、私立学校法人から提出される決算書を後日決算見込と差替える手続きを行って、その後に補助金の過交付があれば返還手続きを行っている。大多数の私立学校法人は5月かあるいは6月中に決算書を提出している。

私立学校法人側の実情を考えると、公認会計士や監査法人による監査や、理事会の開催等も考慮すると、それらが終了してから報告書を提出するということであれば4月中の提出は事実上無理である。

さらには、補助金の返還も6月以降に行われ、県においても翌年度の収入として認識されている。確定した決算書が提出される時期まで実績報告書の提出期限を延長するなど対応をするのがより現実に即している。規程・要綱への準拠性という観点からも、実際に不可能であることをそのままの状況にしておくのは好ましくない。

速やかに関係課と協議し、要綱の改定を検討すべきである。